

(別表1)

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日現在

対象収入による階層区分		サービスの 提供に要する 費用	生活費	居住に 要する 費用	共同 生活室 光熱水 費	要介護度	介護費用 (30日)	利用料合計 (5～9月)	利用料合計 (10～4月) ※暖房費加算 8250円を含む
1	1,500,000 以下	10,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	105,446	113,696
						要支援2	11521	109,845	118,095
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	108,446	116,696
						要支援2	11521	112,845	121,095
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	111,446	119,696
						要支援2	11521	115,845	124,095
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	114,446	122,696
						要支援2	11521	118,845	127,095
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	117,446	125,696
						要支援2	11521	121,845	130,095
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	120,446	128,696
						要支援2	11521	124,845	133,095
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	125,446	133,696
						要支援2	11521	129,845	138,095
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	130,446	138,696
						要支援2	11521	134,845	143,095
9	2,200,001 ～ 2,300,000	全額(38,200)	46,324	36,000	6,000	要支援1	7122	133,646	141,896
10	2,300,001 ～ 2,400,000								
11	2,400,001 ～ 2,500,000								
12	2,500,001 ～ 2,600,000								
13	2,600,001 ～ 2,700,000								
14	2,700,001 ～ 2,800,000					要支援2	11521	138,045	146,295
15	2,800,001 ～ 2,900,000								
16	2,900,001 ～ 3,000,000								
17	3,000,001 ～ 3,100,000								
18	3,100,001 以上								

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日現在

・介護予防特定施設入居者生活介護の利用は、要支援1～2の認定を受けた方が対象となります。

※要介護度別の基本報酬

【要支援1(183円/日) 要支援2(313円/日)】

・なお、上記介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービスには、以下の内容が加算・減算されます。

※加算関係

【協力医療機関連携加算(Ⅰ):100円/月】 ※毎月主治医へ生活状況等情報提供を行います。

【サービス提供体制強化加算(Ⅱ): 660円(22円/日)】

【介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):基本報酬+加算総額×128/1000(小数点以下切り捨て)】

【高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ): 10円/月・(Ⅱ): 5円/月】

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ): 10円/月】

【科学的介護推進体制加算 : 40円/月】

【退院・退所時連携加算 : 30円/日】 ※初回入居から30日以内に限りです。

【退去時情報提供加算(Ⅱ): 250円/回】 ※入院時、医療機関へ情報提供を行います。

※減算関係

【身体拘束廃止未実施減算: 10%/日】

・「介護保険負担割合証」の負担額が2割または3割の方は、上記「介護費用」の金額が2倍または3倍となります。

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、令和4年4月時点の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は37,900円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のそれぞれのサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額となります。

(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に